

医療法人平和会 平和病院 面会規程

（目的）

第1条 本規程は入院患者の療養生活の質の向上および尊厳の保持並びに退院支援を図るため、患者と家族等の面会に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（基本方針）

第2条 当院は、患者と家族との交流が患者の療養生活において重要であることを踏まえ、感染対策その他医療上必要な場合を除き、面会を過度に制限しないことを基本方針とする。

（面会運用について）

第3条 当院における入院患者への面会は下記に掲げる運用にて行う。

1. 面会時間 14：00-20：00
2. 面会受付方法 入院病棟の受付で「面会用紙」を記入し受付する。
3. 面会可能な方 小学生以上の方
注意）面会者に感染症が疑われる場合（発熱・下痢・嘔吐など）は面会を制限することがある。
4. 面会場所 個室・デイルーム
5. 病状、医療従事者との面談、その他やむを得ない事情がある場合は医師または看護師長が認めた上で、上記条件外であっても面会を許可する。
6. 緩和ケア病棟は上記条件をさらに緩和し、別途緩和ケア病棟面会規程により対応する。

（面会における留意事項について）

第4条 入院患者に面会するものは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

1. 病院内は治療・療養の場所であり静粛を旨とし、他の患者に迷惑を及ぼさないよう努める。
2. 患者への負担を考慮し、長時間の在室や多人数での面会を控える。
3. 病院が定める面会方法やマナー等を守ること。
4. 面会者は病棟内での飲食を行わないこと。
5. 見舞い品を持ち込む場合は、患者が入院する病棟師長または看護師長業務を代行するものの許可を得てこれを行うこと。
6. その他、入院患者や職員に対して迷惑となる行為を行わないこと。

第5条 前項各号に違反した場合、病棟師長または看護師長業務を代行するものは、直ちにその面会を中止することができる。

（面会の制限について）

第6条 患者の主治医が医学的見地から面会を行うことが不適切と判断した場合、個別に面会を制限することができる。

第7条 周辺地域における新興感染症等の発生や病院内の感染発生状況により、病院が面会制限の必要性を判断した場合、感染防止のため必要最小限の面会制限を行う。

（周知方法）

第8条 本規程は以下の方法によって、患者、家族等面会者に周知を行う。

1. 入院オリエンテーション時、面会についての説明を実施
2. 院内掲示
3. 病院ホームページ掲載

（本規程の定期的な見直し）

第9条 本規定は少なくとも年 1 回以上、見直しを行うこととする。

附則 本規程は令和 8 年 5 月 20 日より施行する。